

住宅販売瑕疵担保保証金取戻承認書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しを承認する。

年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事

印

住所

氏名又は名称 殿

(法人にあつては、代表者の氏名)

記

1 基準日 年 月 日

2 取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計) イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計) ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計) ハ

(4) 取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ+ロ+ハ

3 この住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しは、次の基準日（ 年 月 日）までに限り、することができる。

注 2 (2) の割合は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。